

並行的排除行為規制の妥当性とその手法に関する研究

【要旨】

本研究の基本的な問題意識は、次のとおりである。複数事業者が、各自の独立した意思決定に基づいて、しかし並行的に、排除行為を行なうことにより、関連する市場で競争機会が十分確保されていないと評価される場合に、独禁法に基づきいかなる規制を行うべきか、例えば、そうした行為により、長期にわたって新規参入が阻害されて、市場の競争が停滞するような場合を念頭に置いている。さしあたり、排除行為の典型類型として、比較的議論の蓄積の多い排他条件付取引を軸に検討を行っている。

第1章では、法学的見地から、日本の現状、学説、比較法を下に、本研究の問題の所在を明確にしている。

第2章における考察は以下のようにまとめられる。既存の研究は単独の排他的取引契約に焦点が当てられてきた。その研究は2つの流れで行われている。1つ目は、排他的取引契約の反競争効果である。シカゴ学派が想定するよりも複雑なモデルでは反競争効果が起こり得ることが解明されてきた。2つ目は、排他的取引契約の競争促進効果も存在する研究である。また、並行的な排他的取引契約では、既存2社の企業が独自の流通経路を持っているモデルにおいて、流通経路を各企業が最適に設定するならば、参入企業はその使用料を払って当該市場に参入可能である。しかしながら、参入企業の効率性が不確実な場合には、既存企業と同等に効率的な企業が、当該市場に参入できない可能性がある。そこで、当局が既存企業に対して利得にマイナスを及ぼす政策を行うならば、そのような状況は回避可能となる。

第3章では、第2章で行った経済分析を受けて、法学的な知見による解釈を与えて本研究の総括を行っている。

本研究の含意として、限定的であるにせよ、競争上の問題として、独禁法に基づく規制を行うことにも、それなりの合理的理由があることが、ごく単純化されたモデルで示されたと考えられる。

一方、本研究については、実際に規制を及ぼす上で、未解決な点が多く残っている。第一に、競争上問題のある並行的排除行為だけを特定して規制するためには、検討対象市場のどのような要素に着目する必要があるかという点について、更に詳しい解明が望まれる。第二に、主張立証上の問題の特定・明確化がある。第三に、いかなるエンフォースメントをどの行為事業者に対して課すべきか、またどのような過程を通じてエンフォースメントを仕組むべきなのかについて本研究はほとんど検討できなかった。この最後の点は、本研究の残した最も大きな課題である。